

文京区と東京大学大学院医学系研究科附属グローバルナーシング リサーチセンターとの連携に関する協定書

文京区（以下「甲」という。）と東京大学大学院医学系研究科附属グローバルナーシングリサーチセンター（以下「乙」という。）は、次の条項により協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互の協力により、区の区域内（以下「区内」という。）において、高齢者の看取りまでを見据えて在宅で安心して生活し続けることができるよう、医療・介護関係者等の専門職による多職種の緊密な関係づくりを推進するとともに、大学における教育研究活動の実践と成果の社会実装を目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、及び協力する。

- (1) 医療・介護関係者等の専門職の多職種連携に関する事項。
- (2) 介護職・看護職が勤務する区内の介護サービス事業所等を含めた地域の関係機関の連携に関する事項。
- (3) 区民への健康及びウェルビーイングに係る情報提供に関する事項。
- (4) その他医療・介護・保健の推進に関する事項。

（連携調整窓口）

第3条 甲及び乙は、前条各号に掲げる事項の円滑な推進を図るために、双方に連絡調整窓口を設置し、適宜協議を行うものとする。

（協議事項）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく連携及び協力の具体的な内容その他の必要な事項について、その都度協議して定めるものとする。

（情報保護）

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく連携及び協力に当たり、相手方から知り得た情報を法令等の定めがある場合を除き、第三者に対して開示し、若しくは漏えいし、又は本協定の目的以外に使用してはならない。ただし、事前に相手方から承諾を得た場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、本協定が終了した後もなお効力を有するものとする。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から5年間とする。ただし、期間満了の2月前までに甲又は乙からの別段の意思表示がないときは、本協定の有効期間は当該期間の満了日の翌日から同一の内容をもって更に3年間更新されるものとし、以後もまた同様とする。

（その他）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項の解釈について疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、決定する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自その1通を保有する。

令和6年10月24日

甲 東京都文京区春日一丁目16番21号

文京区

代表者

文京区長

成澤廣介



乙 東京都文京区本郷七丁目3番1号

東京大学大学院医学系研究科附属グローバルナーシングリサーチセンター
センター長

山本則

